

岡山県立岡山南支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
・本校は、対人関係やコミュニケーションといった他者とのかかわりにおける困難さを抱えている児童生徒が多い。そのため、SNS等を含む児童生徒間のトラブルが発生することもある。現在、生徒指導係と人権教育係を中心に学校全体でいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組を一層推進する必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめについての基本的な考え方を教職員間で共有し、特別支援学校で起こり得るいじめの場面や対応について研修などを通して共通理解する。 ・本校では、自分の状況を把握できなかったり、そのことを表現できなかったりといったことからいじめがあっても、うまく伝えられないことがある。また、児童生徒が集団の中で、相互のかかわり方が分からなかったり、発達段階の違いから相手の行動が理解できなかったりすることが理由でトラブルが発生する等の特徴がある。そのため、いじめは日頃から誰にでも起こり得るという意識を教師がもち、児童生徒の様子について把握しておく必要がある。 ＜重点となる取組＞ ・県のいじめ防止基本方針や本校のいじめ防止基本方針について、教職員間での共通理解を図るとともに、特別支援学校で起こり得るいじめの概要や傾向について研修を行う。 ・携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンを利用している児童生徒へは、情報モラルに関する指導を行う。障害の状態から理解の難しい児童生徒には、活動の中でお互いを認め合う気持ちを育てていく。

保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携	学 校	関 係 機 関 等 と の 連 携						
<連携の内容> ・ 日常的な連絡帳のやり取りをとおして、児童生徒の小さな変化や変調を捉え、いじめの兆候を見逃さない。 ・ 居住地域で気になる事象のあるときは、自立支援協議会や地域の学校と連携して対応を協議していく。 ・ 公民館や地域の施設での販売学習や講座受講などをとおして、地域に働きかけていくことで、地域とのよい関係づくりを進める。 ・ 授業や環境整備などの活動で地域の民生委員と交流をもち、学校への理解を深めていただくとともに地域での見守りの強化を図る。	<table><tr><th colspan="2">い じ め 対 策 委 員 会</th></tr><tr><td colspan="2"> <対策委員会の役割> ・ いじめ防止基本方針の作成・実行、いじめの相談窓口、外部機関との連携等行う。 <対策委員会の開催時期> ・ 学期ごとの開催とする。 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・ 事後の朝礼や学部会等で伝達する。緊急時はその都度朝礼で伝える。 <構成メンバー> 校長・副校長・各部教頭・主幹教諭・指導教諭・コーディネーター・各部教務主任・生徒指導主事・養護教諭・人権教育主査・各部生徒指導係、スクールカウンセラー、外部委員 <実務部> 該当学部教頭・教務・生徒指導主事・学年主任等 </td></tr><tr><td colspan="2">全 教 職 員</td></tr></table>	い じ め 対 策 委 員 会		<対策委員会の役割> ・ いじめ防止基本方針の作成・実行、いじめの相談窓口、外部機関との連携等行う。 <対策委員会の開催時期> ・ 学期ごとの開催とする。 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・ 事後の朝礼や学部会等で伝達する。緊急時はその都度朝礼で伝える。 <構成メンバー> 校長・副校長・各部教頭・主幹教諭・指導教諭・コーディネーター・各部教務主任・生徒指導主事・養護教諭・人権教育主査・各部生徒指導係、スクールカウンセラー、外部委員 <実務部> 該当学部教頭・教務・生徒指導主事・学年主任等		全 教 職 員		<連携機関名> ・ 県教育委員会 <連携の内容> ・ 事象に関する報告と困難事例の場合のアドバイスを受ける。 <学校側の窓口> ・ 該当学部教頭 <連携機関名> ・ 岡山南警察署 <連携の内容> ・ 非行防止に関する研修会実施。（児童生徒向け・教員向け） <学校側の窓口> ・ 生徒指導主事
い じ め 対 策 委 員 会								
<対策委員会の役割> ・ いじめ防止基本方針の作成・実行、いじめの相談窓口、外部機関との連携等行う。 <対策委員会の開催時期> ・ 学期ごとの開催とする。 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・ 事後の朝礼や学部会等で伝達する。緊急時はその都度朝礼で伝える。 <構成メンバー> 校長・副校長・各部教頭・主幹教諭・指導教諭・コーディネーター・各部教務主任・生徒指導主事・養護教諭・人権教育主査・各部生徒指導係、スクールカウンセラー、外部委員 <実務部> 該当学部教頭・教務・生徒指導主事・学年主任等								
全 教 職 員								

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	＜教員研修＞ ○正しい人権意識をもつため、外部の講師を活用した研修を行う。 ○ネット上のいじめとその対処に関する研修を実施する。 ＜授業づくり＞ ○児童生徒が他人の役に立っている、他人から認められているというような「自己有用感」を獲得することは、知的障害特別支援学校において、キャリア教育の観点から重要なことと考えられている。加えて、いじめの防止の上でもいたずらに加害に向かわないといった点で必要なことである。そのために誰でも授業に参加でき活躍できるような授業づくりに努めることや教師がお互いの授業での言動について意見を出し合えるような授業改善の場を設ける。 ＜児童生徒への指導＞ ○学校生活において学習活動や諸活動を通じて、「いじめ」につながりかねない行為を見つけたら、その場で注意し、適切な解決ができるように指導する。 ○高等部の生徒には、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンについて使用の際の注意事項(情報モラル)について指導する。 ○自分の命や友達を大切にする児童生徒の主体的な活動を全校で推進する。
② 早期発見	○毎日の保護者との連絡帳でのやり取りや養護教諭への相談内容などの中からいじめにつながるような事象を見つけ早めの対応ができるようにする。 ○いじめに関するアンケートを児童生徒や教員について行い早期発見に努める。 ○生徒指導上必要な対応をしたときは、内容について報告書をまとめて、対策委員会で回覧して共通理解を図るとともに、全校での対応が必要な時は職員会議等でも報告し教職員間の共通理解を図る。 ○保護者へ、いじめ発見につながるポイントなどの資料を配付し啓発に努める。 ○いじめ等の早期認知・早期対応をするために、日頃の教育相談の充実を図るとともに、スマートフォンを介して、匿名で相談・報告できるシステム「スタンドバイ」を希望者を対象に導入する。
③ いじめへの対処	○初期対応 ・児童生徒が喧嘩をしたり悩みを訴えたりしたとき、いじめにあたるか複数の教員の目で確認し、少しでも当てはまりそうな場合は聞き取りを行う。 ○いじめの認定 ・初期対応でいじめの可能性を認めたときは、直ちにいじめ対策委員会を開催し対応策を決定する。 ○いじめの根絶 ・いじめ事案が起こったとき、その時点での問題を解決するだけでなく、原因についても検証し、いじめの根本を解消できるようにする。 ○継続した支援 ・いじめ事案の解消後も、対象児童生徒を継続して観察したり、相談を行ったりしていく。